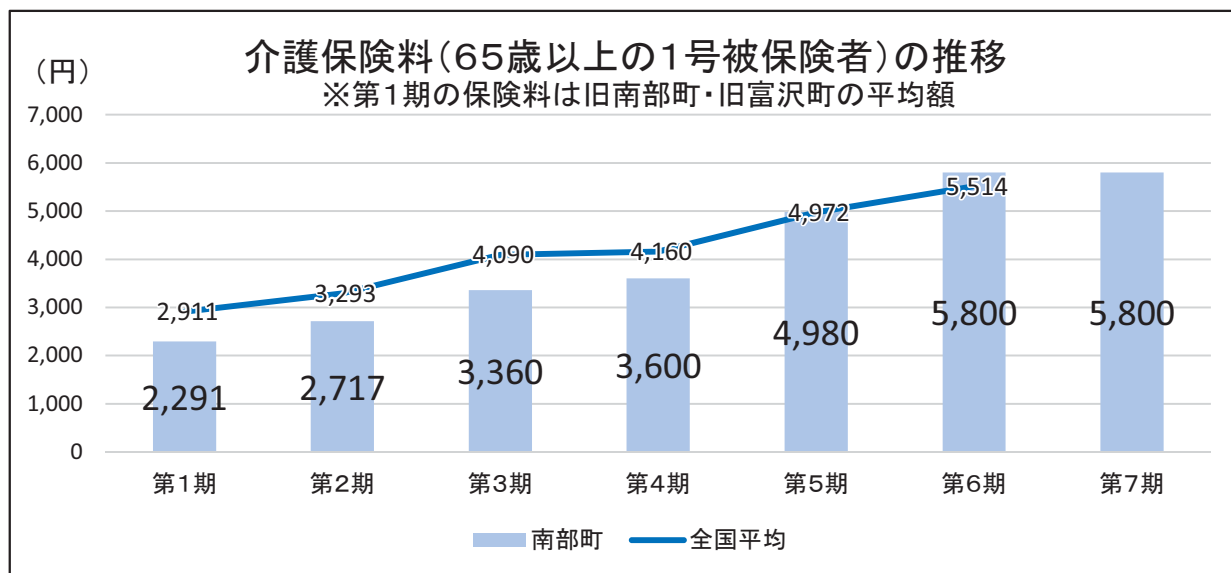


# 介護保険料は据え置き 第7期介護保険事業計画策定

南部町では、第7期介護保険事業計画(平成30～32年度)を策定し、平成30年度から平成32年度までの65歳以上の方の介護保険料を第6期のまま据え置くことになりました。

介護保険事業計画では、65歳以上の人口、要介護認定率等から今後の介護保険サービスの利用量を推計し、町で必要な介護保険サービスの総費用を算出します。算出された必要な介護保険サービスの総費用を基に介護保険料の「基準額」を決定します。介護保険料は、「基準額」を中心に所得に応じて設定されます。本町の平成30年度から平成32年度までの3年間の介護保険料基準額(月額)は、5,800円のまま据え置きとなります。

私たちの暮らしを支える介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても安心して生活が出来るようにお互いに支え合っていく制度です。65歳以上の方が納める保険料は、制度運営に欠かせない大切な財源です。今後、高齢化に伴う介護認定者の増加が見込まれ、介護給付費が増加することが予想されますが、介護予防の取り組みなどの努力により、できるだけ保険料の引き上げ幅が抑えられるよう取り組むことが大切です。制度の健全な運営のために皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。



## 基準額の決まり方

$$\text{南部町で必要な介護保険サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分23\%} \div \text{南部町に住む65歳以上の方の人数} = \text{南部町の基準額}$$

## 『ちよっくりボランティア』社会福祉協議会へ委託

『ちよっくりボランティア』とは、日常生活でのちょっとした困りごとを地域住民が主体となって「助け合う」有償ボランティア活動です。4月からこの事業を、南部町社会福祉協議会へ委託することになりました。

ボランティアへの応募や詳しい内容については、福祉保健課 地域包括支援センター ☎64-4836(直通)までお問合せください。



【平成30年度】

掛金  
年額(ひとり)  
**500円**

# 交通災害共済への 加入、忘れていませんか？

## ※交通災害共済とは

加入者が交通災害（交通事故による災害）にあった場合に、けが等の被害の程度によって見舞金をお支払いする相互救済の制度です。



共済期間: 加入日翌日～平成31年3月31日まで

・年度途中の加入も掛金年額(ひとり)500円で加入できます。

今年度の交通災害共済への加入は、もうお済みですか？

交通災害共済には今からでも加入できますので、家族そろって加入しましょう。

この共済への加入は年度内であればいつでも加入できますので、ご利用ください。

### 【注意事項！】・・・申請方法が変わりました！

これまで、加入申し込みは原則、各組長様が一括で行ってきましたが、平成29年度分の申請から、世帯ごとの申請となりました。

加入申し込みをされる世帯の方は、お手数ですが、下記の加入申し込み先にてお申し込みください。

#### 【加入申し込み先】

- ・役場本庁舎、分庁舎、万沢支所
- ・山梨中央銀行南部支店
- ・JAふじかわ（栄支店、南部支店、富沢支店）

### 通院1日目から見舞金の支給対象！

#### 《見舞金》

- ・傷害: 1万円～18万円(限度額)
- ・障害: 20万円～30万円(限度額)
- ・死亡: 100万円(限度額)

お問合せ先：〒409-2192 山梨県南巨摩郡南部町福土 28505 番地 2  
南部町役場交通防災課 TEL0556-66-3417